

## 権利関係④

### 代理

### ○×式確認問題 【問題】

\* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 Aは、Bの代理人として、B所有の土地をCに売却したが、その際、AはBの代理人であるということをCに告げなかった。この場合、当該契約は、A自身が本人としてCとした契約となり、代理行為と認められることはない。
- 2 Aは、Bの代理人として、B所有の土地をCに売却した。この場合、Aが未成年者であって、法定代理人の同意を得ないで売買契約を締結した場合、BはAに代理権を与えていても、Aが未成年者であることを理由に、当該売買契約を取り消すことができる。
- 3 Aは、Bの代理人と称する無権代理人Cと契約を締結したが、Aは、Cに代理権がないことにつき善意であれば、過失があってもCに対して履行または損害賠償を請求することができる。
- 4 無権代理人Aが、Bの代理人と称して、Cとの間でBが所有する甲土地の売買契約を締結した場合で、Bの死亡により、AがBの唯一の相続人として相続したとき、Aの無権代理行為は当然に有効となる。
- 5 Bが、Aから何らの代理権を与えられていないにもかかわらず、委任状を偽造し、Aの代理人としてA所有の甲地をCに売却する契約を締結した場合、CがBの無権代理につき善意無過失であっても、当該売買契約は有効となる余地はない。
- 6 代理権を有しない者がした契約を本人が追認した場合、その契約は別段の意思表示がない限り、追認をしたときから将来に向かって有効となる。